

提供約款改定箇所

2011.3.1 改定

改定位置	改定前	改定後	理由・背景
104 条 (用語の意味)	(省略)	(WiMAX サービス関連の用語の定義を追加)	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するものです。
107 条 (サービスの提供区間)	(省略)	(WiMAX サービス関連の規定を追加)	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するものです。
206 条 (契約の承諾)	(省略)	会社は、原則として利用申込を承諾します。ただし、次の各号に定める場合について、その申込を承諾しない場合があります。 (第 6 号を挿入) <u>(6) 会社が MVNO の場合であって、MNO または MVNE の承諾が得られないとき</u> (旧第 8 号を削除) (8) サービスの申込をした人が、日本語でのコミュニケーションができないとき	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するために 6 号を挿入し、旧 8 号は一律の条件として定める必要がないことから削除します。
301 条 (提供の停止)	(省略)	(第 5 項新設) <u>5 会社が MVNO である場合、MNO または MVNE が定める規定に基づき、契約者の利用が停止されることがあります。</u>	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するものです。
301 条の 2 (提供の一部制限)	(省略)	(第 3 項新設) 3 会社が MVNO である場合、MNO または MVNE が定める規定に基づき、契約者に対するサービスの提供が一部制限されることがあります。	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するものです。

301 条の 3 (関係法令の遵守)	(新設)	(新設) 会社は、第 301 条ないし 301 条の 2 に定める措置を行うにあたっては、法令の定める範囲内で、適切な措置を行うものとします。	利用停止等の措置を行う場合に、アクセス回線の停止は電気通信事業法第 6 条 (利用の公平) との関係が指摘されることから、会社が法令の範囲内で行うことを、念のため規定するものです。
302 条 (提供の中止)	会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、サービスの提供を中止することがあります。 (1) 会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき (2) 会社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき (略)	会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、サービスの提供を中止することがあります。 (1) 会社、 <u>MNO</u> 、または <u>MVNE</u> の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき (2) 会社、 <u>MNO</u> 、または <u>MVNE</u> の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき (略) <u>4 会社が MVNO である場合、第 2 項乃至第 3 項の規定にかかわらず、会社が MNO または MVNE から受けた通知を会社の web ページに掲載するなど、適宜の方法により契約者に通知するよう努めるものとします。</u>	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するものです。
303 条 (通信利用の制限)	(省略)	(第 3 項新設) 3 会社が MVNO である場合、MNO または MVNE により、契約者に対して前 2 項に準ずる措置が行われることがあります。	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するものです。
402 条 (契約者が行う契約の解除)	(省略)	(第 5 項新設) 5 サービスの品目によっては、契約の解除方法、解除できる時期等について別段の	WiMAX サービスは会社が MVNO になって提供することから、解約の時期等について、弊社の判断ではなく MNO や MVNE の規定に従う

		定めを設けることがあります。	こととなる場合があるため、その旨を規定するものです。
503 条 (契約者等の支払義務)	(省略)	(第 9 項および第 10 項新設) 9 サービスの申し込みをした人が、会社が利用申込を承諾する前に自己の都合で利用申込を取り止め、会社がそれを認める場合には、事務の取扱いに要する費用として別に定める額を申し受けることがあります。 10 第 206 条第 1 項第 6 号に定める理由により会社が利用申込を承諾しない場合も、前項と同様とします。	サービスの加入申し込み後、開通前にお客さまの都合で申し込みを取り止められる場合に、それまでの事務処理に要した一定の費用を請求することができる旨を規定するものです。(弊社がお申し込みをお断りした場合は、費用はかかりません。) また、弊社は本人確認書類の提示をお願いすることがある旨をご了承の上お申し込みいただいておりますので、お客さまがそれに応じないために申し込みを取り止められたものと扱われる場合も、お客さま都合による取り止めと同様の扱いをします。
504 条 (料金等の請求時期および支払期日)	サービスの料金等については、毎奇数月(第 1 月といいます。以下本条においてこの例によります。)とそれに続く偶数月(第 2 月)に対する料金を、第 2 月の末日に締め切って請求するものとします。支払期限は、第 3 月に属する日の中から会社が定めます。	サービスの料金等については、 <u>毎月の料金を当月の末日に締め切って請求するものとし、会社が定める支払期限までに支払っていただきます。</u>	クレジットカード会社の要請(不正利用の早期検知など、消費者保護上の理由)により、現在の 2 か月ごとの請求を 1 か月ごとに変更いたします。 なお、自動引き落としまたは請求書払いでお支払いのお客さまは、当面、現行の 2 か月ごとといたします。 この規定はお支払い方法に合わせた周知期間を経た上で実施いたします。
604 条 (自己責任の原則)	契約者は、サービスの利用、ならびにインターネットの利用について、自らの良識と責任をもって臨むものとします。 2 契約者は、サービス、ならびにインタ	契約者は、サービスおよびインターネットの利用について、自らの良識と責任をもって臨むものとします。 2 契約者は、サービスおよびインタネッ	「クレーム」の用語の趣旨が必ずしも明確といえないため、「苦情や送信防止措置の要請等」と具体的な例示といたします。なお、ここでいう「送信防止措置の要請」とは、

	ネットの利用に伴い他者（本邦の内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担によりこれを処理、解決するものとします。 3 契約者が他者から損害を受けた場合、または他者にクレームを通知する場合においても、前項と同様とします。 4 （略）	トの利用に伴い他者（本邦の内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または他者から<u>苦情や送信防止措置の要請等</u>が通知された場合、自己の責任と費用負担によりこれに対応するものとします。 3 契約者が他者から損害を受けた場合、または他者に<u>苦情や送信防止措置の要請等</u>を通知する場合においても、前項と同様とします。 4 （略）	典型的には、プロバイダ責任制限法 3 条各項に定める送信防止措置の申し出を指します。
605 条 (禁止事項)	契約者は、法令で禁止されているか、公序良俗に反すると認められる態様により、サービスを利用してはなりません。 2 前項の行為を例示すると、概ね、以下のとおりとなります。 （1）他の契約者、第三者、もしくは会社の有する著作権、商標権、特許権等の財産権、工業所有権を侵害し、またはそのおそれがあると会社が認める行為 （2）他の契約者、第三者、もしくは会社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害し、またはそのおそれがあると会社が認める行為 （3）他の契約者、第三者、もしくは会社を差別、ひぼう中傷、もしくはその名誉、信用をき損する行為、またはそのおそれが	契約者は、会社のサービスを利用して、<u>次の行為を行わないものとします。</u> （1）<u>他者の有する著作権、商標権、特許権等の財産権、工業所有権を侵害し、またはそのおそれが高いと会社が認める行為</u> （2）<u>他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害し、またはそのおそれが高いと会社が認める行為</u> （3）<u>他者を不当に差別、誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、もしくはその名誉、信用を毀損する行為、またははそのおそれが高いと会社が認める行為</u> （4）<u>詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為</u> （5）わいせつな画像、文書等を送信し、	前回の提供約款改定後の社会動向を踏まえ、また、電気通信 4 団体（電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、ケーブルテレビ連盟）が策定する「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」と表現振りをできるだけ合わせたものです。 なお、旧 14 号（再提供の禁止）については、従来からこの条項を根拠に利用をお断りすることはほとんどありませんでしたが、サービスの利用形態が多様化し、通常の利用形態であっても形式的には「サービスの再提供」に当たるのではないかと懸念が寄せられており、お客さまのご利用に萎縮を生じさせていた可能性があるため、一律の禁止行為から削除し、606 条などの規定によ

	あると会社が認める行為 (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為 (5) わいせつな画像、文書等を送信し、またはwebサーバ等に掲載する行為 (6) 児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信し、またはwebサーバ等に掲載する行為 (7) 家庭裁判所の審判に付された少年または少年のとき犯した罪により公訴を提起された人について、その氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であること推知することができるような画像、文書等を送信し、またはwebサーバ等に掲載する行為 (8) 無限連鎖講（いわゆるねずみ講）を開設し、またはこれを勧奨する行為 (9) サービスの利用により得うる情報を改ざんまたは消去する行為 (10) 他人になりすましてサービスを利用する行為 (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信し、またはwebサーバ等に掲載する行為 (12) 無断で他者に広告、宣伝、もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれの	またはwebサーバ等に掲載する行為 (6) 児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくはwebサーバ等に掲載する行為、<u>またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を送信し、もしくはwebサーバ等に掲載する行為</u> <u>(7) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為</u> (8) 家庭裁判所の審判に付された少年または少年のとき犯した罪により公訴を提起された人について、その氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であること推知することができるような画像、文書等を送信し、またはwebサーバ等に掲載する行為 (9) 無限連鎖講（いわゆるねずみ講）を開設し、またはこれを<u>勧誘</u>する行為 (9) <u>会社もしくは他者の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為</u> (10) 他人になりすましてサービスを利用する行為 (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信し、またはwebサーバ等に掲載する行為	り対応することとします。
--	---	--	---------------------

	ある内容のメールを送信する行為 (13) 他者の設備または会社の設備の利用もしくは運営に支障を与え、または過大な負荷をかける行為、ならびにこれらのおそれのある行為 (14) その対価を得るか否かを問わず、サービスの一部または全部を第三者のために再提供する行為、契約者が web サーバ等に掲載したファイルの実質的利用者が契約者以外である場合には、本号の規定による再提供があったものとみなします。 (15) その他、他の契約者ならびにインターネットユーザに迷惑をかけ、または会社の業務に支障をきたす行為 (16) その他法令もしくは公序良俗に反する行為 (17) その行為が全各号のいずれかに該当することを知って、その行為を助長する態様で当該情報へのリンクを行う行為 3 契約者は、サービスの利用にあたり、他の契約者に迷惑をかけること、ならびに会社の業務に支障を与えることがないように十分注意しなければなりません。万一このようなことがあった場合は、契約者自身の責任と費用負担によってこれを解決するものとし、他の契約者や会社に迷惑をかけるものとし、	(12) 無断で他者に広告、宣伝、もしくは勧誘のメールを送信する行為、または<u>社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる</u>、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為 (13) 他者の設備または会社の設備の利用もしくは運営に支障を与え、または過大な負荷をかける行為、またはこれらのおそれのある行為 <u>(14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為</u> <u>(15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為</u> (16) その他、他の契約者もしくはインターネットユーザに迷惑をかけ、または会社の業務に支障をきたす行為 (17) その他法令または公序良俗に反する行為 (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知って、その行為を助長する態様または目的で当該情報へのリンクを行う行為 2 契約者は、サービスの利用にあたり、他の契約者に迷惑をかけること、または会	
--	---	--	--

		社の業務に支障を与えることがないように十分注意しなければなりません。万一このようなことがあった場合は、契約者自身の責任と費用負担によってこれを解決するものとし、他の契約者や会社に迷惑をかけないものとします。	
606 条 (契約者の関係者による利用)	会社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。 2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第 605 条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、約款等の各条項が適用されるものとします。	<u>契約者が家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に会社が提供するサービスを利用させるときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様に法令および約款を遵守させるものとします。</u> 2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第 605 条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意もしくは過失により会社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、約款等の各条項が適用されるものとします。 <u>3 契約者と関係者の間にトラブルが発生した場合でも、その理由のいかんを問わず契約者の責任と費用負担によってこれを解決するものとし、会社は一切関与しないものとします。</u>	通常のご利用形態では、1 本の回線を家族ないし 1 つの事業所でご利用いただくため、「会社が別途指定する手続きにより・・・」の部分は、死文となっていました。また、サービスの利用形態が多様化していることから、実態に即した規定に改めることいたします。
607 条 (契約者設備を維持する義務)	2 契約者は、サービスを利用するにあたっては、自己の責任と費用負担により、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を会社所定のアクセスポイントに接続するものとします。	2 契約者は、サービスを利用するにあたっては、自己の責任と費用負担により、<u>必要に応じて他の電気通信事業者の電気通信サービスを利用して、契約者設備を会社所定のアクセスポイントに接続するものとし</u>	WiMAX サービスの提供開始に伴い、弊社との契約だけで全区間のサービスが利用できる場合が生じることから、「必要に応じて」の文言を追加します。

		ます。	
801 条 (損害賠償の制限)	(省略)	(第 3 項新設) 3 本条による損害賠償の制限は、利用不能が会社の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りではないものとします。	法令および判例の趣旨に沿った内容に改めるものです。
803 条 (免責)	会社は、約款等で特に定める場合を除くほか、契約者がサービスの利用に関してこうむった損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。	会社は、約款等で特に定める場合を除くほか、契約者がサービスの利用に関してこうむった損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。 <u>ただし、契約者がサービスの利用に関して会社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。</u>	法令および判例の趣旨に沿った内容に改めるものです。
905 条 (会社からの通知)		(第 5 項新設) 5 会社は、会社が提供するサービスに関する営業の案内、インターネットの安全な利用のための啓発、またはこれらに準ずる内容の電子メールを、契約者にあてて送信することがあります。	2008 年 12 月の特定電子メール法改正に伴い、弊社が既存のお客さまに対し自社のサービスの案内を送信することがあることについて、あらかじめ規定するものです。
906 条 (利用実績の測定)	料金算定の基礎となる利用実績（例示すると、概ね、利用時間、データ転送量などが該当します。）は、会社の計器で行うものとします。	料金算定の基礎となる利用実績（例示すると、概ね、利用時間、データ転送量などが該当します。）は、会社 <u>(MNO および MVNE を含みます。次項において同様とします。)</u> の計器で行うものとします。	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するものです。
908 条 (電子メールの取り扱い)	3 前 2 項に該当する電子メールがメールサーバの機能により会社のメールサーバの管理者アドレスに還付された場合で、会社	(第 3 項削除)	実際に適用されている例がないため、削除します。

	の業務に余裕を有する場合は、当社において当該メールを開き、ヘッダ情報、本文、添付ファイルの順に調査し差出人または正当な受取人を推定して配信することがあります。調査しても差出人または正当な受取人が推定できない場合、または会社の業務に余裕を有しない場合は、当該メールを棄却します。		
1103 条 (ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスの利用の態様の制限)		(第 7 項新設) 7 会社が MVNO である場合、MNO または MVNE が別に定めるところにより、契約者の利用の態様が制限されることがあります。	WiMAX サービスの提供開始に伴い、所要の規定を整備するものです。

上記のほか、用語の使い分け（ほとんどは「もしくは」および「または」ならびに「および」および「ならびに」の使い分け）、その他内容自体にかかわらない修正を行っています。